

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023年7月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「指定運用方法」です。

第9講 「指定運用方法」 (確定拠出年金法第23条の2ほか)

「指定運用方法」とは、企業型年金加入者または個人型年金加入者（以下「加入者」）が運用指図を行わない場合に、自動的に適用される運用方法のことです。指定運用方法に関する規定としては、確定拠出年金法第23条の2（指定運用方法の選定）、第24条の2（指定運用方法に係る情報提供）、第25条の2（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第23条の2（指定運用方法の選定）

第1項 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、(略) 対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。

第2項 前項の規定により選定した運用の方法（以下「指定運用方法」という。）は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

第3項 (略)

確定拠出年金法第25条の2（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）

第1項 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して3月以上で企業型年金規約で定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

第1号 (略) 指定運用方法が提示されている場合であって、企業型年金加入者がその資格を取得したとき その後最初に(略)事業主掛金等(略)の納付が行われた日

第2号 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であって、(略) 指定運用方法が提示されたとき その後最初に事業主掛金等の納付が行われた日

第2項 前項の規定による通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から2週間以上で企業型年金規約で定める期間（次項において「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

第3項 (略)

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第23条の2第1項は、運用関連運営管理機関が指定運用方法を提示することができる旨の規定です。「運用関連運営管理機関は…対象運用方法のうちから一の運用方法を選定」とあることから、企業型年金で提示できる指定運用方法は、規約ごとに原則として一つですが、法令解釈第4—2により、複数の実施事業所からなる企業型年金では、実施事業所ごとに指定運用方法を選定・提示することができます。これは、次に述べるように、指定運用方法の選定する際に、加入者集団の属性を考慮する必要があることによるものと考えられます。一方、個人型年金では、複数の運営管理機関が運用の方法を提示することから、指定運用方法も運営管理機関ごとに提示されることとなります。

第2項は、指定運用方法の選定基準に関する規定です。具体的な選定基準は確定拠出年金法施行規則第19条に定められており、①物価その他の経済事情の変動に伴う損失の可能性が、加入者集団の属性等に照らして許容される範囲であること、②見込まれる収益によって加入者集団に必要とされる水準が確保されることが見込まれること、③損失の可能性が見込まれる収益に照らして合理的な範囲であること、④手数料等の費用が見込まれる収益に照らして過大でないことのいずれも満たす必要があります。

指定運用方法の選定に際しては、通常の運用方法を選定するときと同様に、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて選定しなければなりません（確定拠出年金法23条の2第3項）。法令解釈第4—2では、企業型年金における指定運用方法の選定について、運営管理機関が労使に必要な説明や情報提供をした上で労使と十分に協議し、労使協議の結果を尊重して選定することとされています。また、指定運用方法を提示するときは、①利益の見込及び損失の可能性、②選定理由、③指定運用方法による運用を行う場合の手続などの情報を加入者に提供しなければなりません（確定拠出年金法第24条の2）。

確定拠出年金法第25条の2は、指定運用方法による運用を行う場合の手続に関する規定です。

指定運用方法による運用は、「特定期間」（第1項）、「猶予期間」（第2項）の2段階の期間を経て行われます。特定期間とは、加入者からの運用指図の有無を判断するための期間で、原則として、加入者となって最初の掛金の納付が行われた日から起算して3か月以上の期間が、企業型年金規約または個人型年金規約（以下「規約」）によって定められます。記録関連運営管理機関は、特定期間を経過しても加入者が運用指図を行わない場合は加入者に運用指図を促し、それでもなお、猶予期間内に運用指図を行わないときは、指定運用方法による運用が行われます。猶予期間とは、指定運用方法による運用の開始を猶予するための期間のことで、特定期間が経過した日から2週間以上の日が規約によって定められます。

指定運用方法による運用が行われた場合は、加入者が指定運用方法による運用を指図したものとみなされます（確定拠出年金法第25条の2第3項）。この点について法令解釈第4—2では、実際には本人の運用指図がないにもかかわらず、加入者が運用指図を行ったものとみなされることから、本人の運用指図権を侵害しないように十分留意する必要がありますとされています。具体的には、運営管理機関に対し、受託者責任を果たす観点から、指定運用方法による運用を行ったものとみなされることについて加入者の理解を得ることを確認することや、指定運用方法による運用の結果についてその責任が加入者本人に帰属することなどについて情報提供をすることが求められています。

なお、これらの規定は企業型年金に関する規定として定められていますが、確定拠出年金法第73条により、個人型年金にも準用されます。個人型年金規約第90条の2（指定運用方法の選定）、第93条の2（指定運用方法に係る情報の提供）、第95条の2（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）にも記載されているので、確認してみると良いでしょう。

今回は、（指定運用方法以外の）「運用方法の選定及び提示」です。

※記載内容は2023年7月1日現在の法令に基づくものです。